

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（ホストタウン等緊急対策事業）

- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会により多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する地域において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を緊急に整備する必要がある。
- このため、これらの地域のうち、これまで訪日外国人旅行者の受入環境整備が十分に進んでいなかった地域を中心に、公共交通機関から観光案内所、観光拠点、飲食・小売店等に至るまでの地域が一体となって行う多言語対応、無料公衆無線LANやキャッシュレス決済環境の整備、バリアフリー化等を緊急的に支援する。

A まちなかにおける受入環境整備

① まちなかにおける多言語観光案内標識の一体的整備



- ICTを活用した案内標識の整備
- デザインを統一した多言語サイン看板の整備

② 地域の飲食店・小売店等におけるインバウンド対応強化基本整備メニュー



- ⑦ 店内表示及びメニューの多言語化対応
- ⑧ キャッシュレス決済環境の整備
- ⑨ 無料公衆無線LAN環境の整備

追加整備メニュー 上記⑦、⑧、⑨が整備される見込みがある場合（または完備されている場合）申請可能



- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多様な宗教等への対応力の強化（上限50万円）
- 段差解消等

- 観光地における一体的・面的な訪日外国人旅行者の受入環境整備を支援。

まちなかにおける受入環境整備



飲食店、小売店

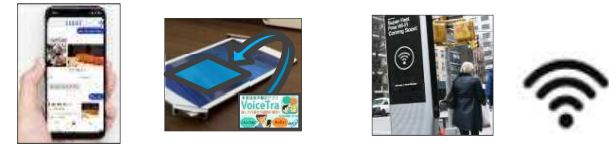
外国人観光案内所等の整備



観光スポット

B 観光案内所等の受入環境整備

- 訪日外国人旅行者への対応力の強化



- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 無料公衆無線LAN環境の整備

- 観光案内所等の情報提供基盤の強化



- 施設の整備改良
- 案内標識の多言語化
- HP・コンテンツ作成
- 案内放送の多言語化
- 掲示物等の多言語化

補助率 3分の1

地域要件

- 以下のいずれかに該当する市区町村
 - 東京オリンピック、パラリンピックの**競技会場**が所在する自治体
 - **ホストタウン**に登録された自治体
 - **選手村**が所在する自治体

事業主体

- 整備計画作成主体
 - (1) 市区町村
 - (2) 観光地域づくり法人 (DMO)
 - (3) 協議会等
- 補助対象事業者
 - (1) 地方公共団体
 - (2) 民間事業者
 - (3) 協議会等

実施要件 Aの事業のうち①または②を1つ以上実施した場合、Bの事業も整備可能

募集期間等

募集期間（予定）：3月6日（金）～4月24日（金）
 交付決定予定（最短）：4月上旬～6月中旬
令和2年7月末までに補助事業完了
 ※予算がなくなり次第応募を終了します

整備計画の認定

市区町村又、観光地域づくり法人（DMO）又は協議会等

整備計画
事業実施のための下記内容の計画を作成
計画区域 実施事業

1. 整備計画書の提出

各地方運輸局等

2. 観光庁が認定

補助申請者

（地方自治体・観光地域づくり法人（DMO）含む民間事業者等）

1. 交付申請書の提出

各地方運輸局等

3. 交付決定通知を
各補助申請者に
対して発出

観光庁

2. 審査・交付決定手続

補助事業
交付手続

■ 申請スキーム

東京オリンピック・パラリンピックにより多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する市区町村、観光地域づくり法人（DMO）又は協議会等が単独又は共同で「整備計画」を作成

1. 地方運輸局等を経由して観光庁に整備計画を提出
2. 観光庁が支援対象とする整備計画を認定

補助対象事業者は、認定された整備計画に記載された補助事業に関わる交付申請書を作成

1. 補助申請者は、地方運輸局等に交付申請書を提出
2. 観光庁が申請書を審査し、交付決定手続を実施
3. 観光庁より、交付決定のあったものに対し、交付決定通知を各補助申請者に対して発出